労働者の転倒災害（業務中の転倒による重傷）を防止しましょう

50歳以上を中心に、転倒による骨折等の労働災害が増加し続けています
事業者は労働者の転倒災害防止のための措置を講じなければなりません

「つまずき」等による転倒災害の原因と対策

- □ （なし）**何もないところでつまずいて転倒、足がもつれて転倒（27%）**
  ➢**転倒や怪我をしにくい身体づくり**のための運動プログラム等の導入（★）
- □ **作業場・通路に放置された物につまずいて転倒（16%）**
  ➢バックヤード等も含めた**整理、整頓**（物を置く場所の指定）**の徹底**
- □ **通路等の凹凸につまずいて転倒（10%）**
  ➢敷地内（特に従業員用通路）の**凹凸、陥没穴等**（ごくわずかなものでも危険）を確認し、**解消**
- □ **作業場や通路以外の障害物（車止め等）につまずいて転倒**（8%）
  ➢**適切な通路の設定**
  ➢**敷地内駐車場の車止めの「見える化」**
- □ **作業場や通路の設備、什器、家具に足を引っかけて転倒**（8%）
  ➢**設備、什器等の角の「見える化」**
- □ **作業場や通路のコードなどにつまずいて転倒**（7%）
  ※引き回した労働者が自らつまずくケースも多い
  ➢転倒原因とならないよう、電気コード等の引き回しのルールを設定し、労働者に遵守を徹底させる

「滑り」による転倒災害の原因と対策

- □ **凍結した通路等で滑って転倒（25%）**
  ➢**従業員用通路の除雪・融雪**。凍結しやすい箇所には融雪マット等を設置する（★）
- □ **作業場や通路にこぼれていた水、洗剤、油等により滑って転倒（19%）**
  ➢**水、洗剤、油等がこぼれていることのない状態を維持する。**
  （清掃中エリアの立入禁止、清掃後乾いた状態を確認してからの開放の徹底）
- □ **水場（食品加工場等）で滑って転倒（16%）**
  ➢滑りにくい履き物の使用（労働安全衛生規則第558条）
  ➢**防滑床材・防滑グレーチング等の導入、摩耗している場合は再施工（★）**
  ➢**隣接エリアまで濡れないよう処置**
- □ **雨で濡れた通路等で滑って転倒（15%）**
  ➢雨天時に**滑りやすい敷地内の場所を確認**し、防滑処置等の対策を行う

（★）については、高年齢労働者の転倒災害防止のため、中小企業事業者は**「エイジフレンドリー補助金」**（補助率 1／2、上限100万円）を利用できます
中小事業者は、無料で安全衛生の専門家のアドバイスが受けられます

エイジフレンドリー補助金　中小規模事業場安全衛生サポート事業

転倒災害の発生状況（休業４日以上、令和３年）

転倒災害発生件数の推移

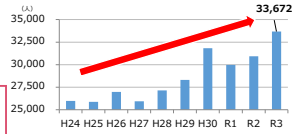

転倒による怪我の態様
- **骨折（約70%）**
- 打撲
- 眼球破裂
- 外傷性気胸　など

転倒災害による平均休業日数（※労働者死傷病報告による休業見込日数）
47日

性別・年齢別内訳

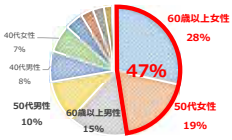

転倒したのは…

転倒災害が起きているのは**移動のときだけではありません**

転倒時の類型

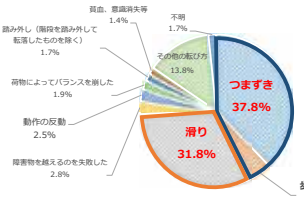

<その他の転び方>
- 他人とぶつかった・ぶつかられた
- 台車の操作を失敗した
- 他人、動物等を避けようとしてバランスを崩した
- 服が引っかかった
- 坂道等でバランスを崩した
- 立ち上がったときにバランスを崩した
- 靴紐を踏んだ
- 風でバランスを崩した

主な原因と対策

転倒リスク・骨折リスク

- **一般に加齢とともに身体機能が低下し、転倒しやすくなります**
  →「転びの予防 体力チェック」「ロコチェック」をご覧ください
- **特に女性は加齢とともに骨折のリスクも著しく増大します**
  →対象者に市町村が実施する「骨粗鬆症検診」を受診させましょう
- **現役の方でも、たった一度の転倒で寝たきりになることも**
  →「たった一度の転倒で寝たきりになることも。転倒事故の起こりやすい箇所は？」（内閣府ウェブサイト）

転びの予防 体力チェック　ロコチェック　内閣府ウェブサイト

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署　（R5）

解体・改修・各種設備工事を行う施工業者の皆さまへ

事前調査は、工事の規模にかかわらずすべての工事が対象です

工事対象となるすべての範囲について石綿が含まれているか事前に調査を行う必要があります

事前調査結果の報告は義務です

石綿事前調査結果報告システムを使用すれば、パソコン・スマホから24時間報告できます（※）

一定規模以上の工事は、施工業者（元請事業者）が労働基準監督署と都道府県等に対して、事前調査結果の報告をあらかじめ行う必要があります

（※）システムの使用が困難な場合は紙による報告もできます

事前調査は、「建築物石綿含有建材調査者※」が行う必要があります！

令和５年10月1日着工の工事から!!

※
- 特定建築物石綿含有建材調査者
- 一般建築物石綿含有建材調査者
- 一戸建て等石綿含有建材調査者
  （一戸建て住宅・共同住宅は住戸の内部に限定）
- 令和5年9月までに日本アスベスト調査診断協会に登録された者

詳細は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください
https://www.ishiwata.mhlw.go.jp/

厚生労働省 都道府県労働局・労働基準監督署

事前調査結果の報告の対象となる工事・規模基準

以下に該当する工事は報告が必要です（石綿が無い場合も報告が必要です）。

工事の対象	工事の種類	報告対象となる範囲
すべての建築物（建築物に設ける建築設備を含む）	解体	解体部分の床面積の合計が 80 ㎡以上
	改修（※１）	請負金額が税込 100 万円以上（材料費も含めた工事全体の請負代金）
特定の工作物（※３）	解体・改修（※２）	請負金額が税込 100 万円以上

※1 建築物の改修工事とは、建築物に現存する建材に何らかの変更を加える工事であって、建築物の解体工事以外のものをいい、リフォーム、修繕、各種設備工事、足場の設置、塗装や外壁補修等であって既存の躯体の一部の除去・切断・破砕・研磨・穿孔（穴開け）等を伴うものを含みます。

※2 定期改修や、法令等に基づく開放検査等を行う際に補修や部品交換等を行う場合を含みます。

※3 報告対象となる工作物は以下のものです（なお、事前調査自体は以下に限らずすべて必要です）。
- 反応槽、加熱炉、ボイラー、圧力容器、煙突（建築物に設ける様煙設備等の建築設備を除く）
- 配管設備（建築物に設ける給水・排水・換気・暖房・冷房・様煙設備等の建築設備を除く）
- 焼却設備、貯蔵設備（穀物を貯蔵するための設備を除く）
- 発電設備（太陽光発電設備・風力発電設備を除く）、変電設備、配電設備、送電設備（ケーブルを含む）
- トンネルの天井板、遮音壁、軽量盛土保護パネル
- プラットホームの上家、鉄道の駅の地下式構造部分の壁・天井板

事前調査結果に基づいた工事の実施

事前調査の結果、石綿有りの場合（または有りとみなす場合）は、法令に基づく措置が必要となります。適正な石綿飛散防止・ばく露防止措置を行う上で、石綿の有無を判断する事前調査は不可欠です。

解体・改修工事の事前の措置

- **情報提供**（発注者・注文者）【８条、９条】
- **事前調査・結果の報告【3条、4条の2】※**
- 石綿有りまたは有りとみなし
- **作業計画【４条】※**
- 労働基準監督署への**事前の届出**（吹付・保温材等の工事の場合）【５条】※
  【安衛法88条、安衛則86、90条】※

作業時の措置※
- **発生源対策**
  湿潤化【13条】
- **ばく露防止対策**
  呼吸用保護具・保護衣【14条等】
- **隔離**【６条、６条の２、６条の３】
- **立入禁止**【７条】
- **管理**
  石綿作業主任者【19条、20条】
  特別教育【27条】
  掲示【34条】
  作業の記録【35条、35条の2】
  保護具等の管理【46条】　等

特に記載のあるものを除き、条文は石綿障害予防規則を表します。　※は罰則規定のあるもの。
建築物の解体等に係る石綿ばく露防止対策等に関連する法令としては、労働安全衛生法以外にも、大気汚染防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがありますので、解体等を行う事業者はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

詳細は、石綿総合情報ポータルサイトをご確認ください！

石綿障害予防規則の概要、法令改正の内容、建築物等の解体・改修工事を行う際に必要な措置等の改正ポイントや、石綿の分析に関するマニュアルなど、事業者・作業者・発注者のそれぞれに向けた情報を掲載しています。

各種お手続きについて

事前調査結果報告システムの操作方法について

石綿事前調査結果報告システムをご利用頂く前に「利用者マニュアル・詳細機能編」を参照ください。

GビズIDについて

GビズIDトップ画面「クイックマニュアル」をご確認ください。ご不明点はお問合せ先まで。

2022. 10